

# 長野県地域防災計画

## 風水害対策編

令和 7 年度 修正案  
新旧対照表

## 第1章 総則

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を<u>講ずる</u>必要がある。</p> <p>1            (1) 周到かつ十分な災害予防            ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。            (略)            (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。  <u>(ウ) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u>            イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。            (ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライ</p>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を<u>講じる</u>必要がある。</p> <p>1            (1) 周到かつ十分な災害予防            ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。            (略)            (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。            (ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライ</p>	国の防災基本計画に合わせて修正 国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>ン施設等の機能の確保策を<u>講ずる</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により県民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする。</u></p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p>	<p>ン施設等の機能の確保策を<u>講じる</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により県民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>(ケ) 感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>(ケ) <u>新型コロナウイルス</u>感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>感染症法において「5類感染症」の位置づけ変更に伴う修正</p>
<p>3 県民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>平時から講ずる</u>ものとする。</p>	<p>3 県民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>平常時から講じる</u>ものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修</p>

## 第1章 総則

新	旧	修正理由・備考				
第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱					
3 指定地方行政機関	<p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(新規)</u></p>	指定地方行政機関の 追加に伴い修正				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(19) <u>長野行政監視 行政相談センター</u></td><td> <p>ア <u>被災者への生活支援情報の 提供に関すること。</u></p> <p>イ <u>専用電話を備えた相談窓口 の開設に関すること。</u></p> <p>ウ <u>特別行政相談所の開設に関 すること。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(19) <u>長野行政監視 行政相談センター</u>	<p>ア <u>被災者への生活支援情報の 提供に関すること。</u></p> <p>イ <u>専用電話を備えた相談窓口 の開設に関すること。</u></p> <p>ウ <u>特別行政相談所の開設に関 すること。</u></p>		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱					
(19) <u>長野行政監視 行政相談センター</u>	<p>ア <u>被災者への生活支援情報の 提供に関すること。</u></p> <p>イ <u>専用電話を備えた相談窓口 の開設に関すること。</u></p> <p>ウ <u>特別行政相談所の開設に関 すること。</u></p>					
5 指定公共機関	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4) 電気通信事業者</td><td> <p>(<u>N T T 東日本</u>㈱、<u>㈱N T T ド コモ</u>、<u>K D D I</u>㈱、<u>ソフトバン ク</u>㈱、<u>楽天モバイル</u>㈱)</p> <p>ア 電気通信設備の保全に関する こと。</p> <p>イ 災害非常通話の確保及び氣 象通報の伝達に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	<p>(<u>N T T 東日本</u>㈱、<u>㈱N T T ド コモ</u>、<u>K D D I</u>㈱、<u>ソフトバン ク</u>㈱、<u>楽天モバイル</u>㈱)</p> <p>ア 電気通信設備の保全に関する こと。</p> <p>イ 災害非常通話の確保及び氣 象通報の伝達に関すること。</p>	社名変更に伴う修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱					
(4) 電気通信事業者	<p>(<u>N T T 東日本</u>㈱、<u>㈱N T T ド コモ</u>、<u>K D D I</u>㈱、<u>ソフトバン ク</u>㈱、<u>楽天モバイル</u>㈱)</p> <p>ア 電気通信設備の保全に関する こと。</p> <p>イ 災害非常通話の確保及び氣 象通報の伝達に関すること。</p>					

新		旧	修正理由・備考
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に関すること</u> 、災害情報等広報に関すること	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>災害情報等広報に関すること</u>
6 指定地方公共機関			
機関の名称			
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニケーション、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>気象予警報等の放送周知に関すること</u> 、災害情報等広報に関すること。	(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニケーション、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight) <u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象予警報等の放送周知に関すること</u> 、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時より</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c</p> <p>(略)</p> <p>また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>1</p> <p>(h) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長</p>	<p>第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>c</p> <p>(略)</p> <p>また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>1</p> <p>(h) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講ずる</u></p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時より</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>j <u>平時より</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e</p> <p>(略)</p>	<p>は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を<u>講じる</u></p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>j <u>平常時より</u>、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e</p> <p>(略)</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時より</u>十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p>	<p>なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p>a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時より</u>十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(2) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(コ) 国関係機関、市町村及び<u>指定公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(全部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 国関係機関、県及び<u>指定公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>や<u>新物資システム(B-PLo)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(コ) 国関係機関、市町村及び<u>公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>(全部局)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) 国関係機関、県及び<u>公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)</u>に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p>	<p>情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p>	<p>正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p><u>(キ) 災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活</p>	<p>第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p><u>(力) 災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	<p>用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>力 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、<u>TEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣</u>及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする<u>とともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーや</u></p>	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平常時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>力 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、<u>人員の派遣</u>及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。（地方整備局）</p>	表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p><u>TEC-FORCEパートナーと一緒に官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</u>(地方整備局)</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>今後は、これらの協定に基づき<u>平時</u>から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化に努めるものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化を図るものとする。</p>	<p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>今後は、これらの協定に基づき<u>平常時</u>から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化に努めるものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化を図るものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>4 他の都道府県等との相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>また災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう<u>平時</u>から体制整備を図る。</p> <p>オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。</p>	<p>4 他の都道府県等との相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>また災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう<u>平常時</u>から体制整備を図る。</p> <p>オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>廃棄物</u>処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定        (2) 実施計画        また、共同で訓練等を行うなど、<u>平時</u>より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備        (2) 実施計画  <b>【県及び市町村が実施する計画】</b>        協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。        また共同で訓練等を行うなど、<u>平時</u>より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>7 広域防災拠点の確保        (2) 実施計画        ア 【県が実施する計画】 (危機管理部)  <u>(ウ) 県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p>	<p>5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定        (2) 実施計画        また、共同で訓練等を行うなど、<u>平常時</u>より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備        (2) 実施計画  <b>【県及び市町村が実施する計画】</b>        協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。        また共同で訓練等を行うなど、<u>平常時</u>より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>7 広域防災拠点の確保        (2) 実施計画        ア 【県が実施する計画】 (危機管理部)  <u>(新設)</u></p>	表現の統一に伴う修正  表現の統一に伴う修正  国の防災基本計画に合わせて修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救出・救助用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言す</p>	<p>第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救出・救助用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>(略)</p> <p>これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び<u>平時</u>からの訓練の実施が行われるよう助言す</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>る。</p> <p>(エ) b</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(エ) b</p> <p>(b) レスキュー車、投光車、<u>トイレカー、給水車</u>、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。</p>	<p>修正</p> <p>実情に合わせて修正</p>
<p>4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p>	<p>4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p>
		<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設<u>や避難所等の情報</u>の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>、<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>等の活用に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）</u>の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>(略)</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>平時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>(略)</p> <p>また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>平常時</u>における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
第8節 要配慮者支援計画	第8節 要配慮者支援計画	
<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を<u>講ずる</u>必要がある。</p>	<p>第1 基本方針 (略)</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を<u>講じる</u>必要がある。</p>	表現の統一に伴う修正
<p>第2 主な取組</p> <p>1 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成</u>し、支援体制の構築に努める。</p>	<p>第2 主な取組<u>み</u></p> <p>1 <u>要配慮者支援計画を策定</u>し、支援体制<u>計画</u>の構築に努める。</p>	文言の整理
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、<u>平時</u>から避難支援体制を構築しておく必要がある。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、<u>平常時</u>から避難支援体制を構築しておく必要がある。</p>	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p><u>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時から</u>避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>情報の把握及び名簿の作成にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</u></p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>(略)</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるも</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時より</u>避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(ウ) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>(略)</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるも</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>のとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>のとする。</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>(エ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>(略)</p> <p>なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても<u>平時</u>から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、<u>平時</u>からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(エ) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>(略)</p> <p>なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても<u>平常時</u>から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、<u>平常時</u>からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p><u>(オ) 要配慮者支援計画の作成</u></p> <p><u>市町村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>項目の整理に伴う修正</p>
<p><u>(オ) 避難行動要支援者の移送計画</u></p> <p>市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所<u>等</u>へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める</p>	<p><u>(カ) 避難行動要支援者の移送計画</u></p> <p>市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるも</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ものとする。</p> <p><u>(カ) 個別避難計画の事前提供</u></p> <p>(略)</p> <p>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(キ) 要配慮者への配慮</u></p> <p>市町村は、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者及び避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、<u>災害時住民支え合いマップの作成</u>その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>(ク) 地区防災計画との調整</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(ケ) 個別避難計画作成の促進</u></p> <p>市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p><u>(キ) 個別避難計画の事前提供</u></p> <p>(略)</p> <p>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(ク) 避難行動要支援者への配慮</u></p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><u>(ケ) 地区防災計画との調整</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>文言の整理</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を<u>平時</u>から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、<u>平時</u>から連携を密にするものとする。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。</p> <p>　a 災害発生時の緊急輸送活動のため、<u>平時</u>から輸送能力を把握する。</p>	<p>第9節 緊急輸送計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を<u>平常時</u>から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、<u>平常時</u>から連携を密にするものとする。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。</p> <p>　a 災害発生時の緊急輸送活動のため、<u>平常時</u>から輸送能力を把握する。</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平時</u>の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、及び避難経路、及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)</p> <p>(ク) 多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するな</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の<u>平常時</u>の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、及び避難経路、及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)</p> <p>(ク) <u>デパート、劇場等</u>多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)</p> <p>ウ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するな</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>該当しない施設が多いため修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>ど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平時</u>における広報</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)</p> <p>(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p>	<p>するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) <u>平常時</u>における広報</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)</p> <p>(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平常時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される灾害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される灾害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措</p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は<u>平常時</u>から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)</p> <p>(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p>置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴・洗濯設備、乳児用粉ミルク・液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、感染症対策のためのマスクや消毒液など、避難生活に必要な物資等の備蓄・確保に努めるものとする。</u></p> <p>また、灯油、LPGガスなどの常設に努めるものとする。</p>	<p>置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>また、灯油、LPGガスなどの常設に努めるものとする。</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮するものとする。</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</u> イ【市町村が実施する計画】 (イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p>	<p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとする。</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考												
<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>令和6年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>70 (90.9%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>49 (63.6%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。</p>	方式別	令和6年度末市町村数	同報系（一斉通報）	70 (90.9%)	移動系（移動局）	49 (63.6%)	<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th><th>令和4年度末市町村数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td><td>69 (89.6%)</td></tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td><td>51 (66.2%)</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>東日本電信電話</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。</p>	方式別	令和4年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	51 (66.2%)	<p>時点修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>社名変更に伴う修正</p>
方式別	令和6年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	70 (90.9%)													
移動系（移動局）	49 (63.6%)													
方式別	令和4年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	51 (66.2%)													

新	旧	修正理由・備考
<p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。</p> <p>大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を<u>平時</u>から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>平時</u>の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。</p>	<p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。</p> <p>大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を<u>平常時</u>から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>平常時</u>の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。</p>	表現の統一に伴う修正
<p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で<u>令和6年</u>4月1日現在<u>95.5%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p>	<p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で<u>令和4年</u>4月1日現在<u>95.2%</u>の組織率（活動カバー率）である。</p>	時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、<u>平時</u>から最低1週間分の備蓄を行うものとする。</p>	<p>6 備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 孤立が予想される地域の住民は、<u>平常時</u>から最低1週間分の備蓄を行うものとする。</p>	表現の統一に伴う修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘査した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>また、<u>新物資システム（B-PLO）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録の他、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することに努めるものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。</p> <p><u>避難生活に必要な食料品等については、大規模な災害が発生した場合、市町村が推計した想定し得る</u></p>	<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘査した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>また、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>最大規模の災害における想定避難者数に対して必要な備蓄量と、市町村による備蓄される量とを勘案し不足が懸念される食料品を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。(危機管理部)</p> <p>(キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時<u>等</u>の応急生活物資等の<u>調達・運搬及び帰宅困難者支援</u>に関する協定書に基づき連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必</p>	<p>また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。(危機管理部)</p> <p>(キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害<u>時の</u>応急生活物資等の<u>調達及び安定供給</u>に関する協定書に基づき連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料(現物備蓄)の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保</p>	<p>記載内容の整理に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>要量や確保の方法等については、<u>市町村保健衛生部</u> <u>署管理栄養士等</u>の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。</p> <p>(イ) <u>食料品等の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際に、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。</p> <p>(エ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。</p> <p>(オ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p>(カ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</p> <p>(キ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>の方法等については、<u>管理栄養士等行政栄養関係者</u>の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。</p> <p>(ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。</p> <p>(エ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p>(オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</p> <p>(カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>具体的な表記に修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。</p> <p><u>避難生活に必要な飲料水等については、大規模な災害が発生した場合、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と、市町村による備蓄される量とを勘案し不足が懸念される飲料水を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>(危機管理部)</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>b</u> ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p><u>c</u> 予備水源、予備電源の確保を行う。</p>	<p>第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p><u>b 病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。</u></p> <p><u>c ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>整備完了予定に伴い、記載内容を整理し修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>d 「安心の蛇口」(病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ整備した応急給水拠点)を活用した給水訓練を地域と実施することにより、地域の防災を支援する。</u></p> <p>(イ) 市町村が実施する計画</p> <p><u>g 飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。食料品等の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際に、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p>	<p>を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p><u>d 予備水源、予備電源の確保を行う。</u></p> <p>(イ) 市町村が実施する計画</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) <u>避難生活に必要な生活必需品等については、大規模な災害が発生した場合、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と、市町村による備蓄される量とを勘案し不足が懸念される生活必需品を備蓄するように努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。(危機管理部)</u></p> <p>(オ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 各市町村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>生活必需品等の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際に、避難生</u></p>	<p>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(エ) <u>避難生活に必要な生活必需品等については、大規模な災害が発生した場合、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と、市町村による備蓄される量とを勘案し不足が懸念される生活必需品を備蓄するように努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。(危機管理部)</u></p> <p>(オ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 各市町村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。</u></p>		

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との調整</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、<u>平時</u>から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(ウ) 県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、<u>平時</u>より連携を強化するものとする。</p>	<p>第17節 電気施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との調整</p> <p>(3) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、<u>平常時</u>から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。</p> <p>(ウ) 県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、<u>平常時</u>より連携を強化するものとする。</p>	<p>表現の統一に伴い修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、<u>平時</u>より連携を強化する。</p>	<p>第18節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、<u>平常時</u>より連携を強化する。</p>	表現の統一に伴う修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災時には、被災の状況を的確に把握するため、及び ライフラインとしての下水道施設等の機能を確保する ため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、こ れらの資機材について、<u>平時</u>から計画的に購入、備蓄し ていく必要がある。</p>	<p>第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災時には、被災の状況を的確に把握するため、及び ライフラインとしての下水道施設等の機能を確保する ため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、こ れらの資機材について、<u>平常時</u>から計画的に購入、備蓄し ていく必要がある。</p>	表現の統一に伴う修 正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考												
<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時においては、通信施設の被災、<u>停電</u>、通信量の飛躍的な増大などにより、通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和6年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th><u>令和6年度末市町村数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>70 (90.9%)</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>49 (63.6%)</u></td> </tr> </tbody> </table>	方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>	移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>	<p>第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより、通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和4年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th><u>令和4年度末市町村数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td><u>69 (89.6%)</u></td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>51 (66.2%)</u></td> </tr> </tbody> </table>	方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>	同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>	移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>	<p>表記の追加</p> <p>時点修正</p>
方式別	<u>令和6年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>70 (90.9%)</u>													
移動系（移動局）	<u>49 (63.6%)</u>													
方式別	<u>令和4年度末市町村数</u>													
同報系（一斉通報）	<u>69 (89.6%)</u>													
移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、<u>平時から</u>連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>NTT東日本</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p> <p>ウ【<u>NTT東日本</u>、<u>NTTドコモ</u>、<u>KDDI</u>、<u>ソフトバンク</u>、<u>楽天モバイル</u>が実施する計画】</p>	<p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、<u>平常時より</u>連携を強化する。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話(株)</u>等の電気通信事業者との連携を図るものとする。</p> <p>ウ【<u>東日本電信電話</u>、<u>NTTドコモ</u>、<u>KDDI</u>、<u>ソフトバンク</u>、<u>楽天モバイル</u>が実施する計画】</p>	社名変更に伴う修正
<p>5 放送施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため、<u>平時</u>から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送</p> <p>非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信</p>	<p>5 放送施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>ア 日本放送協会（長野放送局）</p> <p>非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため、<u>平時</u>から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。</p> <p>イ 信越放送</p> <p>非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信</p>	社名変更に伴う修正 社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p>を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して<u>平時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>6 警察通信施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所に発動発電機<u>を整備</u>している。</p> <p>また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設<u>を建物上層階に設置するなど対策を</u>している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、<u>バックアップ体制の確保及び</u>応急用通信機器の整備を推進する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して<u>平常時</u>から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。</p> <p>6 警察<u>無線</u>通信施設災害予防計画</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所に発動発電機<u>が整備され</u>ている。</p> <p>また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設<u>は建物上層階に設置しているほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保</u>っている。</p> <p><u>無線多重回線については、2ルート化及びグループ化を完了し、信頼性の向上を図</u>っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する対策】</p> <p>ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、<u>本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所</u>の整備を推進する。</p> <p><u>ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。</u></p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>内容の整理に伴う修正</p> <p>内容の整理に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
7 道路埋設通信施設災害予防 (1) 現状 <u>及び</u> 課題	エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。	訂正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第23節 災害後方計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>NTT</u>等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p>	<p>第23節 災害後方計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>日本電信電話株式会社</u>等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。</p>	社名変更に伴う修正の修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>7</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>7</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,741</u>か所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,662</u>か所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受</p>	<p>第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和<u>6</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は、732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和<u>6</u>年4月1日現在、山腹崩壊危険地区<u>3,739</u>か所、崩壊土砂流出危険地区<u>4,660</u>か所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>けている事例が多い。</p> <p>特に本県は、糸魚川一静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和<u>7</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は<u>6,735</u>区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和<u>7</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、<u>19,076</u>区域で全国でも上位となっている。</p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和<u>7</u>年4月1日現在で<u>27,331</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,602</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>けている事例が多い。</p> <p>特に本県は、糸魚川一静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和<u>5</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は<u>6,715</u>区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和<u>5</u>年4月1日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、<u>18,989</u>区域で全国でも上位となっている。</p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和<u>5</u>年4月1日現在で<u>27,224</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,505</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	時点修正 時点修正 時点修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 関係団体との協力体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	<p>第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により、機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 関係団体との協力体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、<u>平常時</u>より連携を強化しておく。(全機関)</p>	表現の統一に伴う修正
		表現の統一に伴う修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害による立木の倒伏防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針により、多様な森林の整備を図る。</p>	<p>第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(ア) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図る。</p>	<p>訂正</p> <p>訂正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針  「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>第3 計画の内容  1 住民等に対する防災知識の普及活動  (2) 実施計画  ア【県が実施する計画】(全部局)  (ア)  b 飼い主による家庭動物の同行避難や、<u>避難所等</u>での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策  v <u>平時</u>から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害</p>	<p>第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針  「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>第3 計画の内容  1 住民等に対する防災知識の普及活動  (2) 実施計画  ア【県が実施する計画】(全部局)  (ア)  b 飼い主による家庭動物の同行避難や、<u>避難所</u>での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策  v <u>平常時</u>から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及</p>	表現の統一に伴う修正 国の防災基本計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
<p>時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承        (2) 実施計画        イ 【住民が実施する計画】  <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内の語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p>び災害時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承        (2) 実施計画        イ 【住民が実施する計画】  <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、県は、市町村との共催による実動型の総合防災訓練と、<u>風水害や地震を想定した災害対応図上訓練</u>を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ <u>災害対応図上訓練</u></p> <p>県、市町村、防災関係機関は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した<u>災害対応図上訓練</u>を行う。</p>	<p>第33節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>現在、県は、市町村との共催による実動型の総合防災訓練と、<u>図上訓練を中心とした風水害・地震総合防災訓練</u>を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ <u>風水害・地震総合防災訓練</u></p> <p>県、市町村、防災関係機関は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した<u>総合防災訓練</u>を行う。</p>	<p>名称の変更に伴う修正</p> <p>名称の変更に伴う修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。</p> <p>また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p>	<p>第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。<u>発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。</u></p> <p>また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平常時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>イ 災害廃棄物対策指針に基づき、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するよう努めるとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。</u></p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>イ 災害廃棄物対策指針に基づき、<u>災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。</u></p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、<u>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するよう努めるとともに、</u>県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>4 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。</p> <p>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、<u>他の</u>都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団</p>	<p>の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】</p> <p>イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（<u>指定</u>避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>4 署災証明書の発行体制の整備</p> <p>【県が実施する計画】</p> <p>県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。</p> <p>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、<u>ほか</u>の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p><b>【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>の強化を図るものとする。</p> <p><b>【市町村が実施する計画】</b></p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p>	<p>第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 各防災組織相互の協調</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>自主防災組織と消防団の連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

## 第2章 災害予防計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p>(ア) <u>平時</u>から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、N P O・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</p> <p><u>(イ) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・N P O等の三者連携により、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の</u></p>	<p>第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(ア) <u>平常時</u>から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、N P O・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>
	<p><u>(イ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・N P O等の三者連携により、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の</u></p>	

新	旧	修正理由・備考
<p>確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(オ)</u> 社会福祉協議会と<u>平時</u>から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO、<u>登録被災者援護協力団体</u>等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</p> <p>また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 社会福祉協議会と<u>平常時</u>から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）</p> <p>（イ）【市町村が実施する対策】</p> <p>住民等への周知の措置</p> <p>県、消防庁、<u>NTT東日本</u>から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。</p>	<p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）</p> <p>（イ）【市町村が実施する対策】</p> <p>住民等への周知の措置</p> <p>県、消防庁、<u>東日本電信電話</u>から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。</p>	社名変更に伴う修正
<p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の</p>	<p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79</p>	

新	旧	修正理由・備考																																																																																																																																																								
<p>区域に分け発表している。<u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。</u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (令和7年5月29日現在)</p> <p>(別表1) 大雨警報基準 (令和7年5月29日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指數基準</th> <th>土壤雨量指數基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野地域</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中野飯山地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大北地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上田地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐久地域</td> <td>小諸市</td> <td>10</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐久市</td> <td>7</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小海町</td> <td>12</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川上村</td> <td>10</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南牧村</td> <td>12</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南相木村</td> <td>7</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北相木村</td> <td>12</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐久穂町</td> <td>8</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽井沢町</td> <td>10</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td></td> <td>御代田町</td> <td>8</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立科町</td> <td>12</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>松本地域</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪地域</td> <td>岡谷市</td> <td>12</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準	長野地域	(略)			中野飯山地域				大北地域				上田地域				佐久地域	小諸市	10	109		佐久市	7	100		小海町	12	109		川上村	10	110		南牧村	12	112		南相木村	7	109		北相木村	12	107		佐久穂町	8	109		軽井沢町	10	121		御代田町	8	105		立科町	12	112	松本地域	(略)			乗鞍上高地地域				諏訪地域	岡谷市	12	112	<p>の区域に分け発表している。</p> <p>(新設)</p> <p>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表 (令和6年5月23日現在)</p> <p>(別表1) 大雨警報基準 (令和6年5月23日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指數基準</th> <th>土壤雨量指數基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野地域</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中野飯山地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大北地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上田地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐久地域</td> <td>小諸市</td> <td>10</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐久市</td> <td>7</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小海町</td> <td>8</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川上村</td> <td>10</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南牧村</td> <td>10</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南相木村</td> <td>7</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>北相木村</td> <td>9</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐久穂町</td> <td>8</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽井沢町</td> <td>10</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td></td> <td>御代田町</td> <td>8</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立科町</td> <td>8</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>松本地域</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諏訪地域</td> <td>岡谷市</td> <td>12</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準	長野地域	(略)			中野飯山地域				大北地域				上田地域				佐久地域	小諸市	10	109		佐久市	7	100		小海町	8	109		川上村	10	110		南牧村	10	112		南相木村	7	109		北相木村	9	107		佐久穂町	8	109		軽井沢町	10	121		御代田町	8	105		立科町	8	112	松本地域	(略)			乗鞍上高地地域				諏訪地域	岡谷市	12	112	<p>気象庁施策の標準的な記載例による記述に追加</p> <p>時点修正</p> <p>一覧表の更新</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準																																																																																																																																																							
長野地域	(略)																																																																																																																																																									
中野飯山地域																																																																																																																																																										
大北地域																																																																																																																																																										
上田地域																																																																																																																																																										
佐久地域	小諸市	10	109																																																																																																																																																							
	佐久市	7	100																																																																																																																																																							
	小海町	12	109																																																																																																																																																							
	川上村	10	110																																																																																																																																																							
	南牧村	12	112																																																																																																																																																							
	南相木村	7	109																																																																																																																																																							
	北相木村	12	107																																																																																																																																																							
	佐久穂町	8	109																																																																																																																																																							
	軽井沢町	10	121																																																																																																																																																							
	御代田町	8	105																																																																																																																																																							
	立科町	12	112																																																																																																																																																							
松本地域	(略)																																																																																																																																																									
乗鞍上高地地域																																																																																																																																																										
諏訪地域	岡谷市	12	112																																																																																																																																																							
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準																																																																																																																																																							
長野地域	(略)																																																																																																																																																									
中野飯山地域																																																																																																																																																										
大北地域																																																																																																																																																										
上田地域																																																																																																																																																										
佐久地域	小諸市	10	109																																																																																																																																																							
	佐久市	7	100																																																																																																																																																							
	小海町	8	109																																																																																																																																																							
	川上村	10	110																																																																																																																																																							
	南牧村	10	112																																																																																																																																																							
	南相木村	7	109																																																																																																																																																							
	北相木村	9	107																																																																																																																																																							
	佐久穂町	8	109																																																																																																																																																							
	軽井沢町	10	121																																																																																																																																																							
	御代田町	8	105																																																																																																																																																							
	立科町	8	112																																																																																																																																																							
松本地域	(略)																																																																																																																																																									
乗鞍上高地地域																																																																																																																																																										
諏訪地域	岡谷市	12	112																																																																																																																																																							

新				旧				修正理由・備考						
諏訪市	14	99		諏訪市	12	99								
茅野市	7	96		茅野市	7	96								
下諏訪町	14	115		下諏訪町	14	115								
富士見町	11	94		富士見町	11	94								
原村	13	117		原村	9	117								
上伊那地域	伊那市	11	100	伊那市	11	100								
	駒ヶ根市	10	127	駒ヶ根市	10	127								
	辰野町	10	107	辰野町	10	107								
	箕輪町	9	127	箕輪町	9	127								
	飯島町	11	136	飯島町	11	136								
	南箕輪村	8	131	南箕輪村	8	131								
	中川村	10	136	中川村	9	136								
	宮田村	8	138	宮田村	8	138								
木曽地域	檜川	11	130	檜川	9	130								
	上松町	10	141	上松町	10	141								
	南木曽町	10	132	南木曽町	10	132								
	木祖村	8	127	木祖村	8	127								
	王滝村	13	152	王滝村	13	152								
	大桑村	10	153	大桑村	10	153								
	木曽町	9	151	木曽町	9	151								
下伊那地域	(略)			下伊那地域	(略)									
一覧表の更新														
(別表2) 洪水警報基準 (令和7年5月29日現在)														
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指數基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報 による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量 指數基準	複合基準 <sup>*1</sup>						
長野地域	長野市	犀川流域=65.5, 浅川流域=12.1, 岡田川流域=4.6, 聖川流域=8.1, 蛭川流域=9.7, 赤野田川流域=4.5, 保科川流域=8.7, 土尻川流域=16.7, 鳥居川流域=17.2, 楠川流域=12.4, 小川流域=10.5, 太田川流域=6.7, 当信川流域=5.6, 裾花川流域=19.1	犀川流域= (5, 55.5), 岡田川流域= (7, 4.1), 蛭川流域= (7, 5.2), 赤野田川流域= (5, 4.5), 保科川流域= (8.7, 16.7), 鳥居川流域= (5, 15.3), 楠川流域= (5, 17.1), 小川流域= (5, 10.5), 太田川流域= (5, 6.7), 当信川流域= (5, 5.6), 裾花川流域= (5, 19.1)	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕, 犀川〔小市〕, 信濃川水系裾花川〔岡田〕	長野地域	長野市	犀川流域=65.5, 浅川流域=12.1, 岡田川流域=4.6, 聖川流域=8.1, 蛭川流域=10.5, 赤野田川流域=4.5, 保科川流域=8.7, 土尻川流域=16.7, 鳥居川流域=17.2, 楠川流域=12.4, 小川流域=10.5, 太田川流域=6.7, 当信川流域=5.6, 裾花川流域=19.1	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕, 犀川〔小市〕, 信濃川水系裾花川〔岡田〕						
	須坂市	松川流域=17.3, 八木沢川流域=8.5, 鮎川流域=12.7, 百々川流域=15.3, 仙仁川流域=7.4	千曲川流域= (7, 85)	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕		須坂市	松川流域=17.3, 八木沢川流域=8.5, 鮎川流域=20.1, 百々川流域=15.3, 仙仁川流域=7.4	千曲川〔杭瀬下・立ヶ花〕						

新					旧					修正理由・備考	
中野飯山地域	(略)				中野飯山地域	(略)				一覧表の更新	
大北地域					大北地域						
上田地域	上田市	浦野川流域=17.3, 室賀川流域=9.3, 阿鳥川流域=4.9, 産川流域=12.8, 湯川流域=6.9, 尾根川流域=4.2, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=19, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.9, 傍陽川流域=8, 角間川流域=7, 瀬沢川流域=4.3, 依田川流域=29.9, 内村川流域=13.8, 武石川流域=15.7, 尾無川流域=3.9, 駒瀬川流域=8.4, 雨吹川流域=3.4, 追開沢川流域=4.7	湯川流域= (5, 6.2), 矢出沢川流域= (5, 7.1), 神川流域= (5, 17.1), 依田川流域= (5, 26.9), 内村川流域= (5, 12.4), 千曲川流域= (5, 61.3)	千曲川 [生田], 信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]	上田地域	上田市	浦野川流域=17.3, 室賀川流域=9.3, 阿鳥川流域=4.9, 産川流域=12.8, 湯川流域=6.9, 尾根川流域=4.2, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=19, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.9, 傍陽川流域=8, 角間川流域=7, 瀬沢川流域=4.3, 依田川流域=29.9, 内村川流域=13.8, 武石川流域=15.7	湯川流域= (5, 6.2), 矢出沢川流域= (5, 7.1), 神川流域= (5, 17.1), 依田川流域= (5, 26.9), 内村川流域= (5, 12.4), 千曲川流域= (5, 61.3)	千曲川 [生田], 信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]		
佐久地域	(略)				佐久地域	(略)					
松本地域	安曇野市	犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.7, 会田川流域=15.2, 潁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=31.1, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=14.2, 天満沢川流域=5.9, 鳥川流域=15.6, 万水川流域=10.9, 黒沢川流域=7.3, 梓川流域=34.6	犀川流域= (5, 40.5), 潮沢川流域= (5, 6.2), 会田川流域= (5, 13.2), 万水川流域= (5, 9.9)	-	松本地域	安曇野市	犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.7, 会田川流域=15.2, 潁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=31.1, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.1, 天満沢川流域=5.9, 鳥川流域=15.6, 万水川流域=10.9, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.6	犀川流域= (5, 40.5), 潮沢川流域= (5, 6.2), 会田川流域= (5, 13.2), 万水川流域= (5, 9.9)	-		
乗鞍上高地地域	(略)				乗鞍上高地地域	(略)					
諏訪地域					諏訪地域						
上伊那地域					上伊那地域						
木曽地域					木曽地域						
下伊那地域	喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	-	天竜川上流 [市田・天竜峡]	喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	-	天竜川上流 [市田]			
	(略)					(略)					

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## (別表3) 大雨注意報基準 (令和7年5月29日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
長野地域	(略)		

## (別表3) 大雨注意報基準 (令和6年5月23日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
長野地域	(略)		

新				旧				修正理由・備考	
中野飯山地域				中野飯山地域					
大北地域				大北地域					
上田地域				上田地域					
佐久地域	小諸市	5	82	佐久地域	小諸市	5	82		
	佐久市	5	76		佐久市	5	76		
	小海町	8	82		小海町	5	82		
	川上村	4	83		川上村	4	83		
	南牧村	8	85		南牧村	7	85		
	南相木村	4	82		南相木村	4	82		
	北相木村	6	81		北相木村	6	81		
	佐久穂町	4	82		佐久穂町	4	82		
	軽井沢町	4	91		軽井沢町	4	91		
	御代田町	5	79		御代田町	5	79		
	立科町	5	85		立科町	5	85		
松本地域	(略)			松本地域	(略)				
乗鞍上高地地域				乗鞍上高地地域					
諏訪地域				諏訪地域					
上伊那地域	伊那市	5	70	上伊那地域	伊那市	5	70		
	駒ヶ根市	6	88		駒ヶ根市	6	88		
	辰野町	7	74		辰野町	7	74		
	箕輪町	5	88		箕輪町	5	88		
	飯島町	6	95		飯島町	6	95		
	南箕輪村	5	91		南箕輪村	5	91		
	中川村	8	95		中川村	5	95		
	宮田村	5	96		宮田村	5	96		
木曽地域	檜川	8	104	木曽地域	檜川	6	104		
	上松町	7	112		上松町	7	112		
	南木曽町	7	105		南木曽町	7	105		
	木祖村	5	101		木祖村	5	101		
	王滝村	9	121		王滝村	9	121		
	大桑村	6	122		大桑村	6	122		
	木曽町	6	120		木曽町	6	120		
下伊那地域	(略)			下伊那地域	(略)				
(別表4) 洪水注意報基準 (令和7年5月29日現在)									
市町村等を	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報	市町村等を	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報

一覧表の更新

新					旧					修正理由・備考
まとめた地域				による基準	まとめた地域				による基準	
長野地域	長野市	犀川流域=52.4, 浅川流域=9.6, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 蛭川流域=7.7, 赤野田川流域=3.7, 保科川流域=6.9, 土尻川流域=13.3, 鳥居川流域=13.7, 楠川流域=9.9, 小川流域=8.4, 太田川流域=5.3, 当信川流域=4.4, 裕花川流域=15.2	犀川流域= (5, 50), 岡田川流域= (6, 2.9), 聖川流域= (5, 6.3), 蛭川流域= (6, 4.7), 鳥居川流域= (5, 13.6), 太田川流域= (6, 4.2), 当信川流域= (5, 4.4), 裕花川流域= (5, 12.2), 千曲川流域= (5, 60.2)	千曲川 [杭瀬下・立ヶ花], 犀川 [小市], 信濃川水系裾花川 [岡田]	長野地域	長野市	犀川流域=52.4, 浅川流域=9.6, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 蛭川流域=8.4, 赤野田川流域=3.7, 保科川流域=6.9, 土尻川流域=13.3, 鳥居川流域=13.7, 楠川流域=9.9, 小川流域=8.4, 太田川流域=5.3, 当信川流域=4.4, 裕花川流域=15.2	犀川流域= (5, 50), 岡田川流域= (6, 2.9), 聖川流域= (5, 6.3), 蛭川流域= (6, 6.7), 鳥居川流域= (5, 13.6), 太田川流域= (6, 4.2), 当信川流域= (5, 4.4), 裕花川流域= (5, 12.2), 千曲川流域= (5, 60.2)	千曲川 [杭瀬下・立ヶ花], 犀川 [小市], 信濃川水系裾花川 [岡田]	
	須坂市	松川流域=13.8, 八木沢川流域=6.8, 鮎川流域=10.1, 百々川流域=12.2, 仙仁川流域=5.9	八木沢川流域= (5, 5.4), 千曲川流域= (5, 73.5)	千曲川 [立ヶ花]	須坂市	松川流域=13.8, 八木沢川流域=6.8, 鮎川流域=16, 百々川流域=12.2, 仙仁川流域=5.9	八木沢川流域= (5, 5.4), 千曲川流域= (5, 73.5)	千曲川 [立ヶ花]		
(略)					(略)					
中野飯山地域					中野飯山地域					
大北地域					大北地域					
上田地域	上田市	浦野川流域=13.8, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.9, 産川流域=10.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.3, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.2, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=11.1, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=5.6, 潑沢川流域=3.5, 依田川流域=23.9, 内村川流域=11, 武石川流域=12.5, <b>犀無川流域=3.1, 駒瀬川流域=6.7, 雨吹川流域=2.6, 追闇沢川流域=3.8</b>	室賀川流域= (5, 5.9), 産川流域= (5, 8.2), 湯川流域= (5, 4.4), 尾根川流域= (5, 2.6), 矢出沢川流域= (5, 6.3), 神川流域= (5, 12.2), 傍陽川流域= (5, 4.5), 依田川流域= (5, 19.1), 内村川流域= (5, 8.8), 千曲川流域= (5, 43.6)	千曲川 [生田], 信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]	上田地域	上田市	浦野川流域=13.8, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.9, 産川流域=10.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.3, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.2, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=11.1, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=5.6, 潑沢川流域=3.5, 依田川流域=23.9, 内村川流域=11, 武石川流域=12.5	室賀川流域= (5, 5.9), 産川流域= (5, 8.2), 湯川流域= (5, 4.4), 尾根川流域= (5, 2.6), 矢出沢川流域= (5, 6.3), 神川流域= (5, 12.2), 傍陽川流域= (5, 4.5), 依田川流域= (5, 19.1), 内村川流域= (5, 8.8), 千曲川流域= (5, 43.6)	千曲川 [生田], 信濃川水系千曲川上流 [下越・塩名田]	
(略)					(略)					
佐久地域					佐久地域					
松本地域					松本地域					
	安曇野市	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.3, 会田川流域=12.1, 潁沢川流域=4.9, 高瀬川流域=24.8, 穂高川流域=21, 乳川流域=11.3, 天満沢川流域=4.7, 烏川流域=12.4, 万水川流域=8.7, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=27.6	犀川流域= (5, 36), 潮沢川流域= (5, 4.2), 会田川流域= (5, 9.7), 烏川流域= (5, 9.9), 万水川流域= (5, 8.7)	-	安曇野市	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.3, 会田川流域=12.1, 潁沢川流域=4.9, 高瀬川流域=24.8, 穂高川流域=21, 乳川流域=16, 天満沢川流域=4.7, 烏川流域=12.4, 万水川流域=8.7, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.6	犀川流域= (5, 36), 潮沢川流域= (5, 4.2), 会田川流域= (5, 9.7), 烏川流域= (5, 9.9), 万水川流域= (5, 8.7)	-		
(略)					(略)					
乗鞍上高地地域					乗鞍上高地地域					
諏訪地域					諏訪地域					
上伊那地域					上伊那地域					
木曽地域					木曽地域					
下伊那地域					下伊那地域					



新	旧	修正理由・備考
<p>情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <pre> graph LR     OM[Nagano Prefectural Meteorological Observatory] --&gt; OMNPO[Nagano Prefectural Emergency Management Office]     OMNPO --&gt; FMF[Fire and Disaster Management Agency]     FMF --&gt; KM[relevant towns and villages]     JMA[Japan Meteorological Agency] -.-&gt; OM     JMA -.-&gt; OMNPO     JMA -.-&gt; FMF     JMA -.-&gt; KM     MLIT[MLIT] -.-&gt; OM     MLIT -.-&gt; OMNPO     MLIT -.-&gt; FMF     JBA[Japan Broadcasters Association] -.-&gt; OM     JBA -.-&gt; OMNPO     JBA -.-&gt; FMF     NLWRA[National Land and Water Resources Agency] -.-&gt; OM     NLWRA -.-&gt; OMNPO     NLWRA -.-&gt; FMF     NPKRBO[Nagano Prefectural River Basin Management Office] -.-&gt; OM     NPKRBO -.-&gt; OMNPO     NPKRBO -.-&gt; FMF     NPUORBO[Nagano Prefectural Upper Tama River Basin Management Office] -.-&gt; OM     NPUORBO -.-&gt; OMNPO     NPUORBO -.-&gt; FMF     </pre>	<p>害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>警報等伝達系統図</p> <pre> graph LR     OM[Nagano Prefectural Meteorological Observatory] --&gt; OMNPO[Nagano Prefectural Emergency Management Office]     OMNPO --&gt; FMF[Fire and Disaster Management Agency]     FMF --&gt; KM[relevant towns and villages]     JMA[Japan Meteorological Agency] -.-&gt; OM     JMA -.-&gt; OMNPO     JMA -.-&gt; FMF     JMA -.-&gt; KM     MLIT[MLIT] -.-&gt; OM     MLIT -.-&gt; OMNPO     MLIT -.-&gt; FMF     JBA[Japan Broadcasters Association] -.-&gt; OM     JBA -.-&gt; OMNPO     JBA -.-&gt; FMF     NLWRA[National Land and Water Resources Agency] -.-&gt; OM     NLWRA -.-&gt; OMNPO     NLWRA -.-&gt; FMF     NPKRBO[Nagano Prefectural River Basin Management Office] -.-&gt; OM     NPKRBO -.-&gt; OMNPO     NPKRBO -.-&gt; FMF     NPUORBO[Nagano Prefectural Upper Tama River Basin Management Office] -.-&gt; OM     NPUORBO -.-&gt; OMNPO     NPUORBO -.-&gt; FMF     </pre>	社名変更に伴う修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考																																																
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>協力機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td><td>市町村・施設管理者</td><td>地域振興局</td></tr> <tr> <td>感染症関係被害</td><td>市町村</td><td>保健福祉事務所</td></tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>保健福祉事務所</td></tr> <tr> <td><u>給食施設関係被害</u></td><td><u>施設管理者</u></td><td><u>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</u></td></tr> <tr> <td>商工関係被害</td><td>市町村</td><td>地域振興局・商工会議所・商工会</td></tr> <tr> <td>観光施設被害</td><td>市町村</td><td>地域振興局</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	<u>給食施設関係被害</u>	<u>施設管理者</u>	<u>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</u>	商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>協力機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td><td>市町村・施設管理者</td><td>地域振興局</td></tr> <tr> <td>感染症関係被害</td><td>市町村</td><td>保健福祉事務所</td></tr> <tr> <td>医療施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>保健福祉事務所</td></tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>商工関係被害</td><td>市町村</td><td>地域振興局・商工会議所・商工会</td></tr> <tr> <td>観光施設被害</td><td>市町村</td><td>地域振興局</td></tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	調査事項	調査機関	協力機関	(略)	(略)	(略)	廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局	感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所	医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所	<u>(新設)</u>			商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会	観光施設被害	市町村	地域振興局	<p>保健医療福祉調整本部マニュアル及び第3章第3節非常参集職員の活動「健康増進班」の項目に合わせて明記。</p>
調査事項	調査機関	協力機関																																																
(略)	(略)	(略)																																																
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																
<u>給食施設関係被害</u>	<u>施設管理者</u>	<u>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告から把握）</u>																																																
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																
調査事項	調査機関	協力機関																																																
(略)	(略)	(略)																																																
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局																																																
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所																																																
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所																																																
<u>(新設)</u>																																																		
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会																																																
観光施設被害	市町村	地域振興局																																																

新	旧	修正理由・備考
<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>次のとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p>(a) <u>自市町村において災害対策本部を設置した災害</u></p> <p>(b) <u>災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害</u></p> <p>(c) <u>(a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害</u> <u>国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。</u></p>	<p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ウ) 市町村の実施事項</p> <p>c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害は<u>(ア)のdに定めるとおりとする。</u> なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</p> <p>(追記)</p>	火災・災害等即報要領等による基準により直接報告を行う災害事例を明記

新	旧	修正理由・備考
<p>別記 災害情報収集連絡系統 (10) 感染症関係報告</p> <p><b>県疾病・感染症対策課</b> <b>(感染症対策担当)</b></p>	<p>別記 災害情報収集連絡系統 (10) 感染症関係報告</p> <p><b>県感染症対策課</b></p>	組織改正による修正

## 第3章 災害応急対策計画

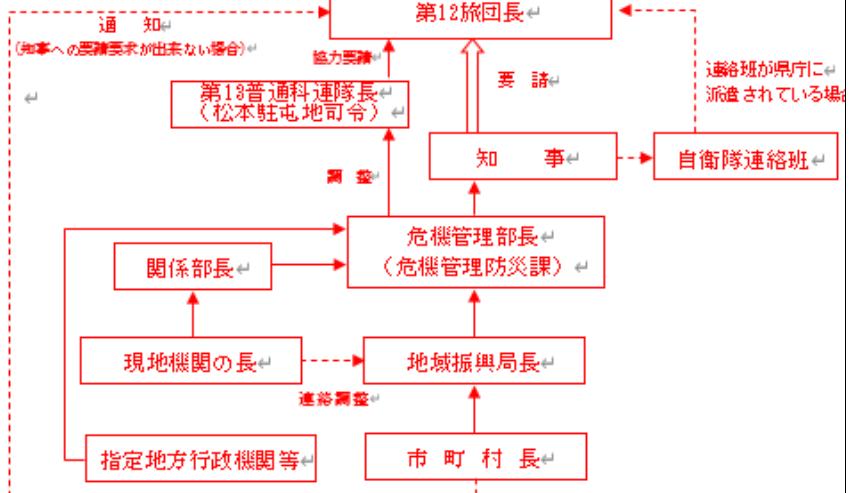
新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(3) 職員の参集</p> <p>ア 参集方法</p> <p>(ア) 指示によらない参集</p> <p>職員は、<u>日頃から災害関連情報に十分注意し、</u>災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎自動参集」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや<u>新物資システム（B-PLo）</u>への入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。</p> <p>(9) 災害時の警備体制 (警察本部)</p> <p>ウ 警備活動</p>	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(3) 職員の参集</p> <p>ア 参集方法</p> <p>(ア) 指示によらない参集</p> <p>職員は、<u>日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、</u>災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎自動参集」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。</p> <p>(6) 被災市町村への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや<u>物資調達・調整等支援システム</u>への入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市町村役場に派遣するものとする。</p> <p>(9) 災害時の警備体制 (警察本部)</p> <p>ウ 警備活動</p>	<p>表記の整理に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																										
<p>(ウ) 危険箇所の警戒<u>及び</u>避難の指示<u>並びに</u>誘導</p> <p>(コ) 遺体の見分・<u>検視</u>及び身元の確認</p>	<p>(ウ) 危険箇所の警戒<u>並びに</u>避難の指示<u>及び</u>誘導</p> <p>(コ) 遺体の見分・<u>検死</u>及び身元の確認</p>	表記の整理に伴う修正 訂正																																										
<b>第3 活動の内容</b>																																												
<b>長野県災害対策本部組織及び事務分掌</b>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>室・部 (室長、部長等)</th> <th>班、担当 (班長、リーダー)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>健康福祉部 (長野県災害時 医療福祉調整本 部)</u> 部長 [健康福祉部長]</td><td>健康増進班 (健康増進課長)</td><td> <p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>② <u>JDA-DATの派遣に関すること</u></p> <p>③ 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>④ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>⑤ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td><u>疾病対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>感染症対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>長野県医療福祉調 整本部【保健福祉 班】(健康福祉部長)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>警察部</td><td><u>犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活安全検査課長)</u></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務	<u>健康福祉部 (長野県災害時 医療福祉調整本 部)</u> 部長 [健康福祉部長]	健康増進班 (健康増進課長)	<p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>② <u>JDA-DATの派遣に関すること</u></p> <p>③ 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>④ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>⑤ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p>		<u>疾病対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u>	(略)		<u>感染症対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u>	(略)		<u>長野県医療福祉調 整本部【保健福祉 班】(健康福祉部長)</u>	(略)	(略)			警察部	<u>犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活安全検査課長)</u>	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>室・部 (室長、部長等)</th> <th>班、担当 (班長、リーダー)</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>健康福祉部 部長</u> [健康福祉部長]</td><td>健康増進班 (健康増進課長)</td><td> <p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>(新設)</p> <p>② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>③ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p> </td></tr> <tr> <td></td><td><u>保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課 長)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>感染症対策班 (感染症対策課長)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>保健医療福祉調整 班【保健医療福祉調 整本部】(健康福祉 部長)</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>警察部</td><td>犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務	<u>健康福祉部 部長</u> [健康福祉部長]	健康増進班 (健康増進課長)	<p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>(新設)</p> <p>② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>③ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p>		<u>保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課 長)</u>	(略)		感染症対策班 (感染症対策課長)	(略)		<u>保健医療福祉調整 班【保健医療福祉調 整本部】(健康福祉 部長)</u>	(略)		(略)		警察部	犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長)	(略)	<p>保健医療福祉調整本 部マニュアル及に合 わせて明記。</p> <p>組織名称の修正</p>
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務																																										
<u>健康福祉部 (長野県災害時 医療福祉調整本 部)</u> 部長 [健康福祉部長]	健康増進班 (健康増進課長)	<p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>② <u>JDA-DATの派遣に関すること</u></p> <p>③ 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>④ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>⑤ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p>																																										
	<u>疾病対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u>	(略)																																										
	<u>感染症対策班 (疾病・感染症対策 課長)</u>	(略)																																										
	<u>長野県医療福祉調 整本部【保健福祉 班】(健康福祉部長)</u>	(略)																																										
(略)																																												
警察部	<u>犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活安全検査課長)</u>	(略)																																										
室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班長、リーダー)	分掌事務																																										
<u>健康福祉部 部長</u> [健康福祉部長]	健康増進班 (健康増進課長)	<p>① 管理栄養士の派遣に関すること</p> <p>(新設)</p> <p>② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関すること</p> <p>③ 被災給食施設の栄養管理に関すること。</p> <p>④ 所管する現地機関の応急対策に関すること。</p>																																										
	<u>保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課 長)</u>	(略)																																										
	感染症対策班 (感染症対策課長)	(略)																																										
	<u>保健医療福祉調整 班【保健医療福祉調 整本部】(健康福祉 部長)</u>	(略)																																										
	(略)																																											
警察部	犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長)	(略)																																										

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等(危機管理部)</p> <p>　c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等</p> <p>　(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等</u>の出動を要請する。</p>	<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等(危機管理部)</p> <p>　c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等</p> <p>　(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の<u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等</u>の出動を要請する。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>4 自衛隊ヘリコプター</p> <p><u>(1) 要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合は第12旅団長に要請する。</u></p> 	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>4 自衛隊ヘリコプター</p> <p>要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>航空機運用に伴う林野火災の場合の災害派遣要請先の変更による。</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ウ)派遣要請系統</p> <p>自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。</p> <p><u>なお、林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合は本章第5節「ヘリコプターの運用計画」(別記) ヘリコプター要請手続要領4(2)による。</u></p> <p>(エ) 派遣要請手続</p> <p>b 本庁における措置</p> <p>(b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。</p>	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ウ)派遣要請系統</p> <p>自衛隊災害派遣要請の手續系統は、次表のとおりである。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(エ) 派遣要請手続</p> <p>b 本庁における措置</p> <p>(b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。</p>	<p>航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請先の変更による。</p>

新	旧	修正理由・備考										
<p><u>但し、林野火災の場合等、航空機運用が伴う自衛隊災害派遣要請の場合は、第12旅団長に対し文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。</u></p> <p>○要請文書の宛先・連絡先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請文書の宛先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">連絡先</th> </tr> <tr> <th>時間内</th><th>時間外</th></tr> <tr> <td>第3科長 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2230)</td><td>駐屯地当直司令 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線 2233)</td></tr> </tbody> </table> <p>(d) 知事が第13普通科連隊長<u>もしくは第12旅団長</u>に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。</p>	要請文書の宛先		陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2)		連絡先		時間内	時間外	第3科長 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2230)	駐屯地当直司令 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線 2233)	(追記)	航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請先の変更による。
要請文書の宛先												
陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2)												
連絡先												
時間内	時間外											
第3科長 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2230)	駐屯地当直司令 TEL : NTT 0279-54-2011(内線 2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線 2233)											
<p>○要請文書の宛先・連絡先</p> <p>(新規)</p>		航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請先の変更による。										

新	旧	修正理由・備考
<p>3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって要請をする。</p> <p><u>但し、航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請の場合は、第12旅団長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって災害派遣の要請をする。</u></p> <p>(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長<u>または第12旅団長</u>から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。</p>	<p>3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</p> <p>(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって要請をする。</p> <p><u>(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。</u></p>	航空機運用に伴う林野火災の自衛隊災害派遣要請先の変更による。
<p>4 経費の負担</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>自衛隊における措置</p> <p>第13普通科連隊長<u>または第12旅団長</u>は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。</p>	<p>4 経費の負担</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>自衛隊における措置</p> <p>第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする</p>	

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(イ) 保健福祉事務所（保健所）に<u>長野県災害時保健医療福祉調整地域本部</u>（地方部保健福祉班）を置き、当該保健福祉事務所管内における保健医療福祉活動の総合調整や、保健医療福祉活動チームの派遣調整、広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した災害及び被災状況等に関する情報の収集・分析及び関係機関等への報告・提供を行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ゾ) (一社) 長野県臨床検査技師会及び (一社) 日本臨床検査薬卸連合会関東甲信越臨床検査薬卸連合会は、県との協定に基づく要請があった場合は、臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給を行うものとする。</p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(イ) 保健福祉事務所（保健所）に<u>地方部保健福祉班</u>を置き、<u>災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握する。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>「長野県災害時保健医療福祉調整本部設置要綱」の改正により</p> <p>長野県臨床検査技師会・関東甲信越臨床検査薬卸連合会との3者協定、また長野J R A Tとの協定締</p>

<p><u>(タ) 長野県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（長野J R A T）は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、災害リハビリテーション支援活動を行うものとする。</u></p>	<p><u>(ソ) (一社) 長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</u></p>	<p>結に基づく追加</p>
--	--	----------------

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための道路啓開等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>・</u> <u>TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により</u>、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。<u>(地方整備局)</u></p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 広域物資輸送拠点を<u>速やかに開設するとともに、</u> <u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確</u></p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 緊急交通路確保のための道路啓開等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(オ) 必必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 広域物資輸送拠点を<u>速やかに開設するとともに、</u> <u>その周知徹底を図る。</u></p> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p><u>保するものとし、その周知徹底を図る。</u></p> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 地域内物資輸送拠点を<u>速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。</u></p> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p>	<p>と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 地域内物資輸送拠点を<u>速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u></p> <p>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を<u>講ずること</u>で、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>a トイレの設置状況・<u>し尿処理状況</u>等の把握、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>b 食事供与の状況の把握、栄養バランスの<u>とれた</u>適温の食事の提供 <u>(炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保)</u></p> <p>c 避難所開設当初から<u>の</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保</p> <p>e 避難の長期化等<u>必要に応じた</u>避難者の健康状態や避難所の環境状況の把握</p> <p>(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(コ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を<u>とること</u>で、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p> <p>a トイレの設置状況等の把握<u>に努め</u>、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</p> <p>b 食事供与の状況の把握<u>に努め</u>、栄養バランスの<u>取れた</u>適温の食事の提供</p> <p>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保</p> <p>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の環境状況の把握</p> <p>(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>(c) <u>健康のための入浴施設の設置状況の有無及び利用頻度</u></p> <p>(d) 洗濯等の頻度</p> <p>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) ごみの処理状況</p> <p>f <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備（専用スペースの確保等）</u>、家庭動物の受入状況の把握</p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所<u>等</u>の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着</p>	<p>(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</p> <p>(c) <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p>(d) 洗濯等の頻度</p> <p>(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</p> <p>(f) 暑さ・寒さ対策の必要性</p> <p>(g) 食料の確保、配食等の状況</p> <p>(h) <u>し尿及び</u>ごみの処理状況</p> <p>f <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>(サ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支</p>	<p>の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>(ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(二) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等と ともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与さ れた全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報 告するよう努めるものとする。</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する計画】 (イ) 広域一時滞在の対応 b 市町村間の情報共有等 <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村と の間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う ものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた 被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものと する。</u> c 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に 基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するもの とする。</p> <p>6 住宅の確保 (1) 基本方針</p>	<p>援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を 適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する対策】 (イ) 広域一時滞在の対応 <u>(新設)</u> b 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に 基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するもの とする。</p> <p>6 住宅の確保 (1) 基本方針</p>	<p>国の防災基本計画に 合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に 合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行 <u>い、避難所の早期解消に努めることとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行 <u>う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (<u>危機管理部、建設部</u>)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ)応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ)応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>訂正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 孤立実態の把握対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、<u>平時</u>からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p>	<p>第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 孤立実態の把握対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、<u>平常時</u>からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p>	表現の統一に伴う修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>新物資システム（B-P L o）</u>を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>2 食料品等の供給</p> <p>1日 (24H)</p> <p>1~3日 (24~72H)</p>	<p>2 食料品等の供給</p> <p>0日 (OH)</p> <p>0.5日 (12H)</p> <p>1~2日 (24~48H)</p> <p>2~3日 (48~72H)</p>	<p>内容の整理に伴う修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 保険衛生、<u>福祉</u>、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養・食生活改善支援</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所等</u>における健康意識の向上に努める。</p> <p>また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養・食生活相談</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。</p> <p>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</p> <p>2 <u>平時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。</p> <p>また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。</p>	<p>第17節 保険衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養改善対策</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所</u>における健康意識の向上に努める。</p> <p>また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養指導</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。</p> <p>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</p> <p>2 <u>平常時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。</p> <p>また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>厚生労働省での表記に統一</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>保健相談に合わせた修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、 <u>避難所等</u>における健康意識の向上に努める。</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <p>a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ <u>栄養・食生活相談</u>を行う。</p> <p>(オ) <u>避難所等における被災者の生活不活発病等を防ぐため、長野県災害リハビリテーション支援関連団体協議会（長野JRAT）に派遣を要請する。</u></p> <p>(カ) <u>被災者の健康管理のため、県との協定に基づき、(一社)長野県臨床検査技師会及び(一社)日本臨床検査薬卸連合会関東甲信越臨床検査薬卸連合会に、臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給を要請する。</u></p> <p>(キ) <u>被災保健所、自治体等の保健医療福祉活動に関する指揮調整機能を補佐するため、必要に応じ厚生労働省に対し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)を派遣要請するとともに、長野県DHEATを派遣する。</u></p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、 <u>避難所</u>における健康意識の向上に努める。</p> <p>(エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。</p> <p>a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ<u>栄養指導</u>を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>保健相談に合わせた修正</p> <p>長野J R A Tとの協定締結に基づく追加</p> <p>「長野県災害時健康危機管理支援チーム運用要綱」に基づく追加</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる<u>長野県災害時保健医療福祉調整地域本部（地方部保健福祉班）</u>に報告するとともに、被災者台帳等に反映するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ウ) <u>行政との連携をもとに、栄養士会は、栄養・食生活相談、身体・病態の状況に合わせた食品の提供等、食生活改善推進協議会は、炊き出し等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる<u>地方部保健福祉班</u>に報告するとともに、被災者台帳等に反映するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ウ)<u>栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>「長野県災害時保健医療福祉調整本部設置要綱」の改正による修正</p> <p>役割を明確にし、修正</p>

### 第3節 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 警察機関は、警察<u>通信</u>施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 県防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>エ 通信の<u>輻輳</u>が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【<u>NTT東日本</u>(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】</p> <p>ア 重要通信のそ通確保</p> <p>(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を<u>講ず</u></p>	<p>第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 警察機関は、警察<u>無線</u>施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 県防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】</p> <p>エ 通信の<u>ふくそう</u>が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【<u>東日本電信電話</u>(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】</p> <p>ア 重要通信のそ通確保</p> <p>(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を<u>講</u></p>	<p>表記の修正</p> <p>訂正</p> <p>社名変更に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>るものとする。</p> <p>オ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信<u>輻輳</u>が発生した場合は、 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤ ル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。</p> <p>5 警察通信施設の応急活動 (2) 実施計画 <u>(削除)</u> ウ 衛星通信回線の開設 エ 衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請 オ 応急用資機材の支援要請 <u>(削除)</u> カ 本部代替施設の開設</p>	<p>じるものとする。</p> <p>オ 災害用伝言ダイヤル等の提供 災害発生により著しく通信<u>ふくそう</u>が発生した場 合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダ イヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとす る。</p> <p>5 警察通信施設の応急活動 (2) 実施計画 <u>ウ 臨時基地局の開設</u> エ 衛星通信回線の開設 オ 衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請 カ 応急用資機材の支援要請 <u>キ 有線応急架設による応急回線の開設</u> ク 本部代替施設の開設</p>	<p>正</p> <p>訂正</p> <p>訂正による削除</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正
<p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(ア) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>等を派遣するものとする。</p>	<p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)</p> <p>(ア) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）</u>を派遣するものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村から、宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。</p>	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村から、<u>被災建築物（震災に限る。）</u>や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) <u>住宅</u>や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。</p>	<p>訂正</p> <p>訂正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・ <u>TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>また、派遣された緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場<u>での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合</u>には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、被災状況を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<del>伏</del>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>(イ) 作目別の主な応急対策</p> <p>b 果樹</p> <p>(d) <u>樹木に</u>付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。</p>	<p>第35節 農林水産物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒<del>壊</del>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>(イ) 作目別の主な応急対策</p> <p>b 果樹</p> <p>(d) <u>果実や葉に</u>付着した泥は、速やかに洗い流すものとする。</p>	
		『農作物等災害対策指針』第1のII「災害別応急技術対策」の記述に合わせて改訂

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 被災した動物の保護・収容・救護及び<u>避難所等</u>での飼育等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 ア【県が実施する対策】 (イ) 人員の派遣、資機材のあっせん等<u>必要な措置を講ずる。</u> (ウ) その他関係機関との連携の下<u>必要な措置を講ずる。</u> イ【市町村が実施する対策】 (ア) 逸走犬等の保護・収容・救護など適切な<u>措置を講ずるものとする。</u> (イ) その他関係機関との連携の下、<u>必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第1 基本方針 被災した動物の保護・収容・救護及び<u>避難所</u>での飼育等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。</p> <p>第3 活動の内容 2 実施計画 ア【県が実施する対策】 (イ) 人員の派遣、資機材のあっせん等<u>所要の措置をとる。</u> (ウ) その他関係機関との連携の下<u>必要な措置をとる。</u> イ【市町村が実施する対策】 (ア) 逸走犬等の保護・収容・救護など適切な<u>処置を講ずるものとする。</u> (イ) その他関係機関との連携の下、<u>必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>

## 第3章 災害応急対策計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(キ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p><u>(ク) 水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u></p> <p>(ケ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>(コ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(サ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】</p> <p>(キ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>(ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定</p>	国の防災基本計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<p>実施に移すよう努めるものとする。</p> <p>(シ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、た だちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧 工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(ス) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業へ の参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復 興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるもの とする。</p>	<p>実施に移すよう努めるものとする。</p> <p>(サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、た だちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧 工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>(シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業へ の参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復 興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるもの とする。</p>	

## 第4章 災害復旧計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 計画的な復興</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<u>女性、障がい者、高齢者等</u>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。</p> <p>なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p>	<p>第3節 計画的な復興</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<u>障がい者、高齢者、女性等</u>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。</p> <p>なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。</p>	他節と揃うように修正

## 第4章 災害復旧計画

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>（2）実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村は、<u>国民健康保険資格確認書</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>（ア）厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、<u>マイナ保険証又は資格確認書</u>提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p>	<p>第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等</p> <p>（2）実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>市町村は、<u>国民健康保険被保険者証</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>（ア）厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、<u>健康保険被保険者証</u>提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</p>	<p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p>